

重要事項説明要綱

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

利用者に対する短期入所療養介護サービス提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	浩照会
法人所在地	京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	宮脇昭太郎
電話番号	075-601-6100

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 あじさいガーデン伏見
施設の所在地	京都府京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
施設長名	高木正博
電話番号	075-601-6100
FAX番号	075-605-7070

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		京都府知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成13年1月9日	2650980069	276人
居宅	通所リハビリテーション	平成13年1月9日	2650980069	80人
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	2650980069	
	短期入所療養介護	平成13年1月9日	2650980069	(空床利用)
	介護予防短期入所療養介護	平成18年4月1日	2650980069	
	訪問リハビリテーション	平成19年5月1日	2650980069	
	介護予防訪問リハビリテーション	平成19年5月1日	2650980069	

4 施設概要

敷 地	5 2 6 9 . 3 6 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建塔屋2階（耐火建築）
	延べ床面積	1 1 , 5 4 0 . 5 8 m ²
	利 用 定 員	2 7 6 名

5 運営方針

- ① 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族と連携を図ります。
- ③ 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成17年法律第77号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制（職種により兼務・非常勤）
施 設 長	・日勤（09：00～17：00）
医 師	・日勤（09：00～17：00）
看護・介護職員	・日勤（08：45～17：15） ・夜勤（16：30～09：30） ・早出（07：45～16：15）（介護職員） ・遅出（11：45～20：15）（介護職員） ・夜間については、12名が勤務します。（内2名は看護職員）
支援相談員	・日勤（08：45～17：15）
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・日勤（08：45～17：15）
管理栄養士	・日勤（08：45～17：15）
介護支援専門員	・日勤（08：45～17：15）

7 短期入所療養介護サービス（介護予防短期入所療養介護サービス）の概要

- ① 短期入所療養介護計画の作成
 - ・要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分取り入れ、又、計画の内容についてご説明をし、同意をいただくようになります。

② 食事

- ・ 朝 食 8 : 0 0 ~
- ・ 昼 食 1 2 : 0 0 ~
- ・ おやつ 1 5 : 0 0 ~
- ・ 夕 食 1 8 : 0 0 ~

③ 入浴

- ・ 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者にはチェアインバスや特別浴槽で対応にて、週に2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理

- ・ 医師・看護師が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 介護

- ・ 日常生活に必要な排泄や離床、着替え、口腔ケア及び整容等介助を行います。

⑥ リハビリテーション

- ・ 利用者毎のリハビリ実施計画書をあらゆる職種の職員によって、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れて作成し、個々のプログラムにより個別訓練や集団訓練を行い、機能訓練室や各居室又は各フロアにて実施します。その際、計画書の内容についてご説明し、同意をいただくこととなります。

⑦ 相談援助サービス

- ・ 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

- ・ 利用者の心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同して、利用者毎の摂食・嚥下機能に着目し、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、その内容をご本人、ご家族又は保証人にご説明をし、同意をいただくこととなります。

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、別紙参照の上ご相談ください。

8 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院
院 長 名	吉村 了勇
所 在 地	京都府京都市伏見区下油掛町895
電 話 番 号	075-621-1111
診 療 科 目	呼吸器内科・一般内科・循環器内科・腎臓内科・消化器内科・血液内科・神経内科・外科・脳神経外科・整形外科・婦人科・大腸肛門科・泌尿器科・皮膚科・高血圧外来・睡眠時無呼吸外来・糖尿病外来
入 院 設 備	ベッド数 199 床

医療機関の名称	医療法人 弘仁会 大島病院
院長名	北井 祥三
所在地	京都府京都市伏見区桃山町泰長老115
電話番号	075-622-0701
診療科目	総合診療科・外科・整形外科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・内科・ 神経内科・糖尿病専門内科・膠原病専門内科・ペインクリニック・皮膚科・ 眼科・放射線科・リハビリテーション
入院設備	ベッド数 168 床

9 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 顕樹会 本田歯科クリニック
院長名	本田 顕哲
所在地	京都市伏見区深草北新町631-1
電話番号	0120-713-648

- ◆施設の利用開始と同時に、施設の医師が健康管理をさせていただきます。
- ◆入所中は、他の医療機関への受診・検査・投薬・処方せんの交付を受ける等は、施設の医師が必要と認める場合のみとなります。施設の医師の依頼状が無ければ、他の医療機関へ受診等はできませんので、必ず事前にご相談下さい。
- ◆病状等でご不明な点がある場合は、各フロアスタッフへお尋ね下さい。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設あじさいガーデン伏見消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災訓練	年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	69箇所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり

1 1 要望及び苦情等相談

当施設相談窓口	<p>■総合担当窓口 事務室（1階） 吉田 隆 又はご意見箱（1階と4階） 阪本 由紀子</p> <p>入退所及び通所に関する相談、苦情 山本 秋沙 看護介護に関する相談、苦情 長南 由香 食事に関する相談、苦情 亀田 千恵 利用料に関する相談、苦情 鍋嶋 公一</p> <p>ご利用時間 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時 （祝日、年末年始を除く）</p> <p>ご利用方法 来所・文書・電話 075-601-6100</p>
京都市伏見区	健康長寿推進課 住 所 京都市伏見区鷹匠町39-2 伏見区総合庁舎内 電 話 075-611-2278
深草支所	健康長寿推進課 電 話 075-642-3603
醍醐支所	健康長寿推進課 電 話 075-571-6471
京都市北区	健康長寿推進課 電 話 075-432-1366
京都市上京区	健康長寿推進課 電 話 075-441-5106
京都市左京区	健康長寿推進課 電 話 075-702-1071
京都市中京区	健康長寿推進課 電 話 075-812-2566
京都市東山区	健康長寿推進課 電 話 075-561-9187
京都市山科区	健康長寿推進課 電 話 075-592-3290
京都市下京区	健康長寿推進課 電 話 075-371-7228
京都市南区	健康長寿推進課 電 話 075-681-3296
京都市右京区	健康長寿推進課 電 話 075-861-1430
京都市西京区	健康長寿推進課 電 話 075-381-7638
洛西支所	健康長寿推進課 電 話 075-323-7245
宇治市役所	介護保険課 電 話 0774-22-3141
城陽市役所	高齢介護課 電 話 0774-52-1111
以外の住所 の 方	お住まいの市町村役場 介護保険課へ
京都府国民健康 保健団体連合会	住所 下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電 話 075-354-9050

1 2 施設利用に当たっての遵守事項

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ② 面会、来訪者は面会時間を遵守し、必ず受付にて氏名、続柄等記入していただきます。又、宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
- ③ 面会の際、食べ物のお見舞い・差し入れについては、療養室に保管いただくことは衛生管理上原則禁止とさせていただきます。お持ちの場合は当日面会者と一緒にお召し上がりいただき、残った分についてはお持ち帰りいただきますようお願い申し上げます。尚、現金についても療養室での保管は事故防止の観点から禁止とさせていただきます。この取り扱いについては保証人、家族以外についても同様といたします。何とぞご理解ご協力の程お願い申し上げます。
- ④ 外出の際には、必ず所定の用紙にご記入の上お願いします。
- ⑤ 居室・設備・器具の利用は、本来の用法にしたがってご利用ください。又、これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 喫煙（電子タバコ含）は決められた場所以外は禁止です。又、飲酒は禁止です。
- ⑦ 営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は、安心して療養生活を送っていただくために禁止です。
- ⑧ 騒音・ハラスメント等他の利用者の迷惑になるような行為、運営上支障を来す行為は禁止です。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
- ⑨ 施設の職員の指示に従うこととします。
- ⑩ 私有物（電子機器、日用品、テレビカード等）におきましては、紛失、破損した際の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ⑪ 各居室のコンセント使用の際には、以下の点にご注意ください。
電気ひげ剃り、携帯電話の充電、パソコン、ラジオの使用ができます。
尚、コンセントと各々の機器は直接接続してください。事故防止（機器やコンセントの故障、火災を防ぐ）の観点から、延長コードの使用やタコ足配線等をされないう、呉々も宜しく願いいたします。

1 3 利用者からの解除

利用者及びその家族は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、短期入所を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び家族は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

1 4 当施設からの解除

当施設は、利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には、短期入所を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービスが作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身の状態等が悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者および家族が、利用料金を1ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又はその家族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、暴言、暴行、誹謗中傷、ハラスメント等、利用継続し難いと判断される施設入所者の遵守規則違反をした場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

1 5 利用料金

- ① 利用者及びその家族は、連帯して当施設に対し、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護サービス）の対価として、別紙1利用料金をもとに計算された利用回数ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- ② 当施設は、利用者又はその家族に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者又はその家族は、連帯して、当施設に対し当該合計額をその月末までに口座振替（口座振替日は28日、28日が休業日の場合は翌営業日）、もしくは振込（振込手数料は利用者負担）にて支払うものとする。
- ③ 当施設は、利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して領収書を所定の方法により交付します。

1 6 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中（利用者都合）	利用残日数の実費相当額（告示上の報酬額）
利用期間中（事業者都合）	無 料
利用開始3日前	利用残日数の実費相当額（告示上の報酬額）
利用開始4日以上前	無 料

1 7 記録

- ① 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ② サービス提供記録の開示については、利用者、その家族又は保証人の申し出により

利用目的等を明確にした文書により開示いたします。

1 8 身体拘束等

当施設は、原則として身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、その家族に連絡をし、同意を得ることとします。

1 9 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提出する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

2 0 緊急時の対応

- ① 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医療が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 前2項のほか、短期入所療養介護を利用中に利用者の病状、心身の状態が急変した場合、協力医療機関へ搬送し、同時に当該家族に緊急連絡します。尚、連絡がつかない場合は事後連絡になりますがご了承ください。

2 1 事故発生時の対応及び損害賠償について

- ① 事業者は、短期入所療養介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、医師の診察、協力医療機関への搬送等必要な措置を講ずるとともに、すみやかに利用者の代理人、保証人や担当の居宅介護支援事業所等の関係者に連絡を行います。
- ② 重大な事故が発生した場合は、保険者への連絡とともに、京都府への連絡も行います。
- ③ 事故が発生した場合、当施設が定める様式により事故記録を残します。
- ④ 前項の場合において、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

2.2 携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等のご使用について

ご入所者の携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等の持ち込みについては、以下の点を遵守の上、他のご利用者へご迷惑にならないようお願い申し上げます。

- ① 携帯電話、スマートホン、タブレット、パソコン等のご使用は、通話、メール、インターネットのみとなります。また、決められた場所、時間帯でのご使用となります。

(ご利用可能場所：各居室／ご利用時間：9時～19時)

- ② 携帯電話機等の貸借はトラブルの原因となる恐れがあるためご遠慮ください。
- ③ 紛失・故障・修理等につきましては、当施設は責任を負いかねます。
- ④ 端末の使用方法についてのご質問はお応えしかねます。
- ⑤ 当施設よりご使用状況が不適切と判断した場合、ご使用を中止とさせていただくことがありますので予めご了承ください。